

# 国立大学法人大阪外国語大学の役職員の報酬・給与等について

## 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果(以下「評価結果」という。)と、役員としての業績に対する貢献度等を総合的に勘案し、また、評価結果が示されていない場合には、役員としての業績に対する貢献度等を総合的に勘案し、学長が、当該手当額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。

#### 役員報酬基準の改定内容

##### 法人の長

平成17年給与法改正(平成18年4月1日施行分)に準じ、平成18年4月1日から、俸給については指定職俸給表の改定状況を踏まえ月額を約6.6%引き下げ、調整手当については「地域手当」に改正し支給割合を10%から11%に改定するとともに、12月に支給する期末特別手当の支給割合を1.725月分から1.75月分に改定した。

##### 理事

平成17年給与法改正(平成18年4月1日施行分)に準じ、平成18年4月1日から、俸給については指定職俸給表の改定状況を踏まえ月額を約6.6%引き下げ、調整手当については「地域手当」に改正し支給割合を10%から11%に改定するとともに、12月に支給する期末特別手当の支給割合を1.725月分から1.75月分に改定した。

##### 理事(非常勤)

平成17年給与法改正(平成18年4月1日施行分)における指定職俸給表の改定状況及び地域手当の支給割合の改定状況を踏まえ、平成18年4月1日から、非常勤役員手当の月額を6%引き下げた。

##### 監事

該当者なし

##### 監事(非常勤)

平成17年給与法改正(平成18年4月1日施行分)における指定職俸給表の改定状況及び地域手当の支給割合の改定状況を踏まえ、平成18年4月1日から、非常勤役員手当の月額を6%引き下げた。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 19,467	千円 12,354	千円 5,456	千円 1,359 (地域手当) 298 (通勤手当)		
理事 (2人)	千円 29,069	千円 18,246	千円 8,152	千円 2,007 (地域手当) 172 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 3,492	千円 3,492	千円 0	千円 0 ( )		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ( )		
監事 (非常勤) (2人)	千円 4,656	千円 4,656	千円 0	千円 0 ( )	4月1日 1名	

注:「地域手当」とは、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する役員に支給されているものである。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

## 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### 人件費管理の基本方針

本学が定める中期目標・中期計画に基づき、組織編成、業務内容、人員配置等の見直し、合理化等を通じて業務運営の効率化を図り、適正な人件費の管理に努める。

#### 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」における職種ごとの俸給表及び毎年的人事院勧告の内容等を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学が定める個人評価の結果等を参考に、職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格への反映及び勤勉手当(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

#### (能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、基準日以前6か月以内の期間における勤務成績等に応じ、支給割合を決定する。
昇給	原則として、毎年1月1日に、前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給を行う。ただし、勤務成績が良好でない者については、昇給を行わないことがある。
昇格・降格	(昇格) 従事する職務に応じ、かつ、勤務成績若しくは総合的な能力の評価により、上位の級に昇格させることができる。 (降格) 勤務実績不良等の事由により降任させた場合には、下位の級に降格させることがある。

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・平成17年給与法改正(平成18年4月1日施行分)を踏まえ、同改正後の俸給表及び俸給制度に準じて本学俸給表の切替及び俸給月額の下下げ等を行った。
- ・併せて、同改正後の昇給制度(昇給号俸数、昇給日等)を踏まえた改正を行った。
- ・調整手当については「地域手当」に改正し、支給割合を10%から11%に引き上げた。
- ・勤勉手当の勤務成績に応じた支給割合を、次のとおり改正した。(一般の職員の例)
  - 勤務成績が特に優秀な職員:「100の97.5」から「100分の86以上100分の145以下」に改正
  - 勤務成績が優秀な職員:「100分の82.5」から「100分の78.5以上100分の86未満」に改正
  - 勤務成績が良好な職員:「100分の72.5」から「100分の71」に改正

## 2 職員給与の支給状況

### 職種別支給状況

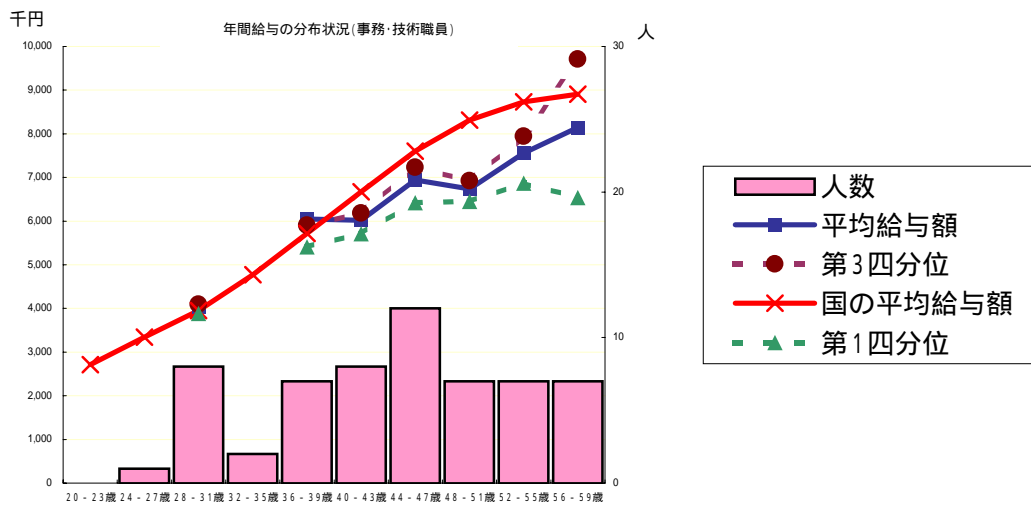
区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	223	48.5	9,140	6,533	153	2,607
事務・技術	59	44.4	6,520	4,760	142	1,760
教育職種 (大学教員)	162	50.1	10,149	7,216	157	2,933
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	2					

任期付職員	24	46.4	7,867	5,890	91	1,977
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	10	51.4	10,404	7,333	84	3,071
教育職種 (外国人招へい教員)	14	42.8	6,055	4,859	96	1,196

- 注: 1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。  
 2. 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。  
 3. 在外職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため記載省略。  
 4. 「教育職種(外国人招へい教員)」とは、本学において外国語科目等を担当させるにたる高度の専門的学識又は技能を有する者で、任期を定めて採用される者をいう。

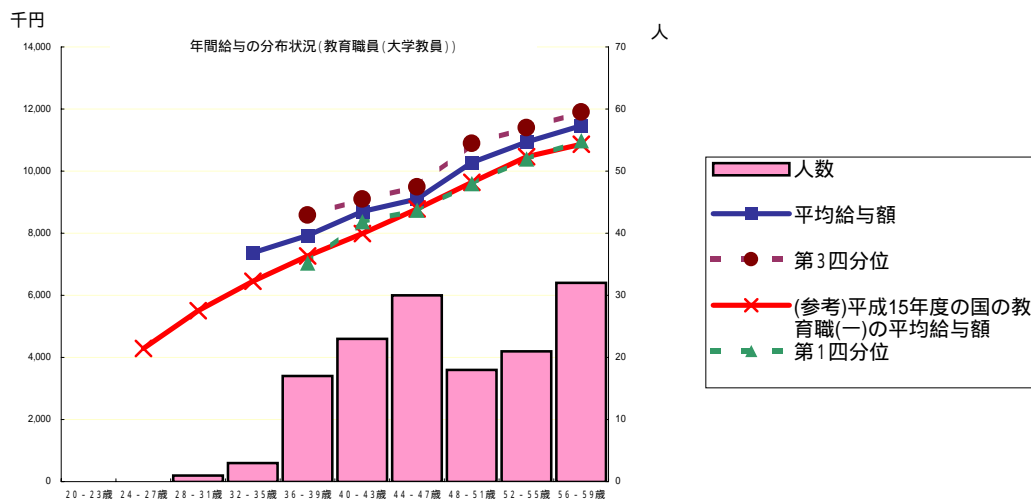
年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)

(事務・技術職員)



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
課長	5	53.3	8,552	9,063	9,063	9,710	9,710
係員	15	34.4	4,030	4,532	4,532	5,114	5,114

(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	86	56.1	10,602	11,207	11,207	11,862	11,862
准教授	71	43.5	8,350	8,729	8,729	9,271	9,271

注: 1. 年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。  
 2. 事務・技術職員の24～27歳及び32～35歳の年齢階層並びに教育職員(大学教員)の28～31歳及び32～35歳の年齢階層については、それぞれ該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1四分位及び第3四分位の折れ線については表示していない。  
 また、事務・技術職員の24～27歳及び32～35歳の年齢階層並びに教育職員(大学教員)の28～31歳の年齢階層については、それぞれ該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均額を示す点については表示していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員, 主任	主任, 係長	係長, 課長補佐	課長補佐, 課長
人員 (割合)	59人	1人 (1.7%)	12人 (20.3%)	29人 (49.2%)	11人 (18.6%)	3人 (5.1%)
年齢(最高 ~最低)		~	40~28 歳	59~37 歳	56~46 歳	57~39 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	3,739~2,743 千円	5,225~3,904 千円	5,938~4,842 千円	6,438~5,471 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		~	5,137~3,749 千円	7,230~5,412 千円	8,231~6,881 千円	8,552~7,808 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長, 事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3人 (5.1%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)		58~54 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳	~ 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,207~6,367 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		9,724~8,841 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円	~ 千円

注: 1級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職種(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	162人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	5人 (3.1%)	71人 (43.8%)	86人 (53.1%)
年齢(最高 ~最低)		~	~	44~31 歳	58~34 歳	64~46 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		~	~	5,482~4,472 千円	7,079~4,689 千円	9,555~6,234 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		~	~	7,571~6,304 千円	10,004~6,426 千円	13,743~8,743 千円

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 68.9	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 31.1	% 32.2
	最高～最低	% 35.3～32.3	% 32.9～29.5	% 34.0～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.6	% 67.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.4	% 32.5
	最高～最低	% 35.9～31.7	% 36.0～28.9	% 36.0～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 66.0	% 65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 34.0	% 34.9
	最高～最低	% 38.1～33.2	% 36.0～30.7	% 37.0～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.4	% 68.9	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.6	% 31.1	% 32.3
	最高～最低	% 38.1～32.1	% 35.6～29.3	% 35.8～30.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

91.6

对他の国立大学法人等(事務・技術職員)

106.2

(教育職員(大学教員))

对他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

105.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標: 106.1

## 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,340,654	千円 2,407,581	千円 (%) 66,927 ( 2.8)	千円 (%) 109,386 ( 4.5)
退職手当支給額 (B)	千円 259,839	千円 294,480	千円 (%) 34,641 ( 11.8)	千円 (%) 151,067 ( 36.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 619,908	千円 597,413	千円 (%) 22,495 (3.8)	千円 (%) 5,943 (1.0)
福利厚生費 (D)	千円 317,027	千円 318,682	千円 (%) 1,655 ( 0.5)	千円 (%) 683 ( 0.2)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 3,537,428	千円 3,618,156	千円 (%) 80,728 ( 2.2)	千円 (%) 255,193 ( 6.7)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員等に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表付属明細書の「役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

### 総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」の対前年度比： 2.8%  
(要因：退職者の後任不補充(人員削減)に伴う給与支給額の減少等)
- 「最広義人件費」の対前年度比： 2.2%  
(要因：退職者の後任不補充(人員削減)に伴う給与支給額の減少、退職者数の前年度比減による退職手当支給額の減少等)
- 行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組として、中期目標において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。」と定めた。また、同じく中期計画において、「総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。」と定めた。
- 人件費削減の取組の進捗状況
  - ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額：2,407,581千円
  - ・当年度の給与、報酬等支給総額：2,340,654千円
  - ・当年度までの人件費削減率 2.8%  
計算式 = (当年度の金額 - 基準年度のコレ) ÷ 基準年度のコレ × 100
- その他参考となる事項
  - ・当年度の給与、報酬等支給総額：2,340,654千円... a
  - ・平成17年度の人件費予算相当額：2,663,160千円... b
  - ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) 12.1%  
計算式 = (a - b) ÷ b × 100

### 法人が必要と認める事項

特になし。